

石岡市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

目次

- 1 はじめに
 - 2 ガイドラインの目的
 - 3 ガイドラインの対象
 - 4 事前確認
 - 5 計画段階
 - (1) 設置を避けるべきエリア等
 - (2) 配慮すべき事項
 - 6 設置後の適切な管理
-
-

1 はじめに

東日本大震災に起因する原子力発電所の稼働停止により、電力需給がひっ迫したため、分散型電源として再生可能エネルギー発電の必要性が高まったことから、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたこと等を背景に、石岡市においても事業用の太陽光発電施設の設置が急速に進んでいます。

太陽光発電施設のうち、建物の屋根等に設置されるものについては家庭や事業所の省エネルギー化に資するものであると考えられていますが、専ら事業用の太陽光発電施設については、一定の収益を確保するために広大な土地にパネルを設置する必要があることから、防災、景観、環境面等で様々な問題を生じさせる可能性があります。

石岡市は、霞ヶ浦から筑波山にいたる風光明媚な土地であり、関東最古の歴史があるなど、農業資源や観光資源に恵まれており、太陽光発電施設の設置に当たっては周辺の景観や環境、農業への影響に関して十分な検討がなされた上で、自然景観や環境との調和を保ち、農地での農業生産活動に支障を与えないような配慮が必要とされています。

さらに、山間部を有する地域において森林伐採を伴う計画に対しては、景観や環境の問題だけでなく、防災の観点からも安全な施設整備が求められています。

こうしたことから、石岡市では条例の策定前までの一時的な措置として、事業用の太陽光発電施設の設置に当たり、設置を避けるべきエリア等を示すことにより、地域住民の安全を確保し、太陽光発電施設と周辺地域の調和を保ち、適正な太陽光発電施設の導入を図るため、本ガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、太陽光発電事業者（以下「事業者」という。）が、災害発生のリスク、景観、自然環境、近隣住民への影響等を適切に把握し、地域に受け入れられ、地域と調和した整備がなされるために、計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、景観との調和、自然環境の保全等を図り、事業者による自主的な取り組みを促すことを目的としています。

また、既に施工済み又は施工中の事業者が、施設設置後又は施工中においても、適正な導入に向けた参考となるものとして作成しています。

3 ガイドラインの対象

このガイドラインは、石岡市内において、事業用太陽光発電施設（住宅の屋根等に設置するものを除く。）を設置する事業を対象としています。

4 事前確認

太陽光発電施設の設置については、事業計画内容によっては法令等の制限を受けられる場合や許可が必要となる場合があるため、事業者は太陽光発電施設の設置に関連する法令等を所管する担当窓口で事前に確認し、可否を判断した上で円滑に事業を進めてください。

また、本ガイドラインに例示しているもの以外にも、法令等による規制を受ける可能性があるため、太陽光発電施設の設置に際しては、最新の情報を入手しつつ、手続きの漏れなどがないよう注意してください。

5 計画段階

太陽光発電施設の用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、周辺環境等の観点からも検討する必要があります。設置した後に、近隣住民とのトラブルが生じることは、長期間の運用を行うこととなる事業者として避けるべき事項であると考えられます。

石岡市では、太陽光発電施設の特性や現状を踏まえた上で、設置を検討する際に特に注意する必要があるエリアを例示します。

また、関係法令に基づく手続きを行い、一定の基準を満たすことで事業実施が可能になる場合であっても、施設を設置した後において、災害の発生リスク、景観の阻害、自然環境への影響が懸念されることも想定し、当初見込まれていなかったコストが発生する可能性がある等、様々な事業リスクがあることから、設置に際しては慎重な検討・適正な調査を行ってください。

(1) 設置を避けるべきエリア等

次に掲げるエリアは、防災、景観、環境等の観点から問題が生じる可能性があるエリアであることから、用地の選定を行う際に十分な注意を払う必要があります。

す。

設置する場合においては、防災対策等に万全の配慮をした上で、自然公園法、景観法その他関係法令により自然環境や景観との調和を図り、計画段階において事業計画により影響を受ける地域の住民や関係機関への説明を行い、設置に対する意向や問題点等の把握に努めてください。

これらを踏まえて、関係機関や住民との協議が難航することにより事業化までの時間を要する可能性や、事業実施による企業イメージへの影響、景観や環境への配慮による収益性の変化、安全対策工事等による施工上のコストの増加等、採算性が悪化するリスクも含め事業実施の検討を行ってください。

ア 自然公園の区域

自然公園の区域においては特に風致を維持する必要性が高く、自然環境や景観への影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

イ 自然環境保全地区

自然環境保全地区とは、優れた自然環境や自然景観等を有する地域であり、将来にわたって自然環境を保存する必要があるため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

ウ 保安林

森林法に基づく保安林は、土砂流出の防止その他の災害の防備や特定の公共目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等について厳しく規制されています。

また、保安林は地域の暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林であるため、伐採等を行うことにより周辺住民に不安を与える原因にもなり、トラブルを生じる可能性が高いことから、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

エ 砂防指定地等の災害危険区域

砂防指定地等の災害危険区域など、土石流、山崩れ等による土砂災害を未然に防ぐために土地の形を変える等の行為を制限する区域にあっては、各法令に基づき許可等を受ける必要があります。これらの区域で行う事業は、他の地域に比べて災害が発生すると周辺住民の財産や生命等を脅かすリスクが高いため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

また、土砂災害警戒区域以外であっても、土砂災害危険箇所指定されている区域等においては土砂災害が発生するリスクが高いため、防災対策を実施したとしても地域住民の不安を払拭することが困難である等、設置に際しては慎重な検討が必要になります。

オ 農用地区域等

農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整

備計画により、農業上の利用を確保すべき区域として設定されています。そのため、農用地区域は優良な農地として今後も利用を図ることが望まれており、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

また、農用地区域外であっても、農地転用ができない土地にあっては、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアとなります。

カ 文化財指定エリア

文化財指定エリアについては、文化財保護法等に基づき指定されており、指定登録やエリア指定等の方法によって保護管理措置がとられています。

石岡市は常陸国分尼寺跡をはじめ、史跡が多数存在しています。貴重な歴史を将来に守り伝えてゆくためにも、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

また、石岡市においては埋蔵文化財包蔵地が近隣市町村より比較的多く存在しています。埋蔵文化財包蔵地については、施工に際して保全措置が必要になる場合があるため、設置に際して慎重な検討を要します。

キ 先導的な景観形成地区

景観法に基づく石岡市景観計画における先導的な景観形成地区は、石岡市内でも特に良好な景観形成を図る必要がある地域です。

このエリアでの事業については、景観に与える影響が特に大きくなるため、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアです。

ク 地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林とは、森林法に基づく地域森林計画の対象として、森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林です。

このエリアは茨城県により指定されており、立木の伐採等を行う際には、届出や許可を得る必要があります。また、森林の有する機能を鑑み、山地災害の防止等の防災上の安全措置について万全の対策を講じる必要があります。設置に際しては慎重な検討を要します。

(2) 配慮すべき事項

本市の特性から、太陽光発電事業を行う場合には次に掲げるとおり、防災、景観、環境その他事項に配慮してください。

ア 防災面で配慮すべき事項

森林伐採を伴うパネル設置や急傾斜地等でのパネル設置に対しては、山地災害や河川氾濫等の発生が懸念されることから、法令で規制等がされていない場合でも、次のとおり適切な措置を講じる必要があります。

- (ア) 土地の形質変更は最小限にとどめること。
- (イ) 雨水を敷地内で処理できる対策をとること。
- (ウ) 土砂の流出を防止する対策をとること。

イ 景観面で配慮すべき事項

本市における豊かな自然環境，貴重な歴史文化資産等の景観を守るため，次の事項に配慮する必要があります。

- (ア) 筑波山，吾国山等の眺望景観を阻害しないよう，太陽光発電施設の設置位置，形態意匠・色彩に配慮すること。
- (イ) 霞ヶ浦，恋瀬川等の水辺空間を損なわないよう，太陽光発電施設の設置位置，形態意匠・色彩に配慮すること。
- (ウ) 史跡，文化財等の景観を損なわないよう，太陽光発電施設の設置位置，形態意匠・色彩に配慮すること。
- (エ) 太陽光発電施設は，周囲の景観との調和を考慮して低明度及び低彩度のものを使用し，特に太陽光モジュールは，低反射で目立たないものを使用すること。

ウ 環境面で配慮すべき事項

本市における豊かな自然環境，住民の生活衛生環境等を保全するため，次の事項に配慮する必要があります。

- (ア) 住宅地周辺に太陽光発電施設を設置する場合には，圧迫感，騒音，熱，反射等に配慮して，敷地境界からの後退，植栽による遮蔽等の対策をとること。
- (イ) 道路に接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は，道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。
- (ウ) 樹木等の伐採を行う場合には，最小限に抑え，既存樹木をいかすようにすること。
- (エ) 設置工事の際は，重機の使用，大型車等の通行等に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音，砂・ほこりの飛散等の防止について対策をとること。

エ 事業の周知等

事業計画の説明については，小規模な太陽光発電施設で，周辺住民や土地の所有者への周知だけで十分な場合や，メガソーラー等の大規模な太陽光発電施設で，周辺住民や土地の所有者に加えて，防災面，景観面，環境面等で影響が考えられる地域住民，自治会等，広範囲への周知が必要となる場合があります。特に，大規模な太陽光発電施設については，住民説明会の開催や住民の意見を聞くなどの対応が求められます。

周知等に当たっては，次の方法により住民との合意形成を図ることについて配慮してください。

(ア) お知らせ看板の設置

太陽光発電施設の事業者は，事業着手前から工事完了までの間，事業内容や問合せ先を記載したお知らせ看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(イ) 事業計画の周知

太陽光発電施設を設置する前に，事業者は周辺住民等への回覧，戸別訪問等により事業内容を周知するとともに，事業に対する意見等の把握に努める

こと。

(ウ) 説明会の開催

周辺住民等から説明会開催の申出があったときは、円滑に事業を進めるため説明会を開催し、合意形成を図るよう努めること。

(エ) 苦情の対応

事業に関する苦情が寄せられたときは、事業者は誠意をもって対応すること。

6 設置後の適切な管理

太陽光発電施設の導入後は、長期間にわたって事業が行われることになるため、次に掲げるとおり適切な維持管理が求められます。

(1) 管理看板の設置

無人の太陽光発電施設において、火災、土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合など、事業者には連絡を取ることができるよう、太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、発電出力、事業者の名称、連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、太陽光発電施設の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(3) 敷地内の除草及び清掃

太陽光発電施設の敷地内は、定期的に除草及び清掃を行うこと。

(4) 破損した場合の対応

自然災害その他の事由により太陽光発電施設が破損した場合、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 撤去する場合の対応

事業者は、太陽光発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づき速やかに適正な処理を行うこと。

(6) 廃止した場合の跡地

事業者は、太陽光発電施設を廃止した場合はそのまま放置せず、適切な措置をとること。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害、事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとること。